



中国会計税務実務

2020年第5号

今回のテーマ：新型コロナウイルスの拡大防止への支援に関する税収優遇政策—公益性寄付に対する優遇措置

新型コロナウイルスの発生を受け、肺炎対応にあたっている医療従事者は最前線で懸命に尽力している。また各分野の企業も今回の新型コロナウイルス対応のために寄付を行い、感染拡大防止のために一丸となっている。中国政府は新型コロナウイルスの感染防止・抑制を支えるため、財政部、税関総署、国家税務総局は「国家税務総局による新型コロナウイルスの拡大防止・抑制への支援に関する税収徴収管理事項の公告」（2020年第4号）、「財政部、税関総署、国家税務総局による新型コロナウイルスの拡大防止・抑制に用いられる輸入品に関する免税政策の公告」（2020年第6号）、「財政部、税務総局による新型コロナウイルスの拡大防止・抑制への支援に関する税収政策の公告」（2020年第8号）及び「財政部、税務総局による新型コロナウイルスの拡大防止・抑制への支援に関する寄付税収政策の公告」（2020年第9号）を公表した。

主な内容：

① 増値税、消費税、及び付加税費

関連法規	優遇税制	具体的な手続き	有効期間
(1) 「財政部、税務総局による新型コロナウイルスの拡大防止・抑制への支援に関する寄付税収政策の公告」（2020年第9号） (2) 「国家税務総局による新型コロナウイルスの拡大防止・抑制への支援に関する税収徴収管理事項の公告」（2020年第4号）	✓ 2020年1月1日より、企業及び個人が、自社生産・委託生産・購入した物品を、非営利団体あるいは県以上の人民政府等の国家機関を通じて、または直接、防疫を行う病院へ新型コロナウイルス防疫活動のために寄付する場合、寄付品に係る増値税、消費税、城市維護建設税、教育費付加税、地方教育付加税を免除する。	・納税人は増値税、消費税免除優遇税制を適用する場合、自主的な免税申告が可能であり、関連免除の届出手続きを行う必要はないが、審査に備えるために関連証明資料を保存しなければならない。増値税納税を申告する際に、「増値税納税申告表」及び「増値税減免税明細表」の関連欄に記入しなければならない。消費税納税を申告する際に、「消費税納税申告表」及び「本期減（免）税額明細表」の関連欄に記入しなければならない。	・2020年1月1日より発効する。失効日は感染の状況を鑑みて、別途公表する。

お見逃しなく：

- 優遇税制の実施期間：4号、8号と9号公告はいずれも2020年1月1日より施行される。新型コロナウイルスがまだ終息していないため、具体的な失効日は状況を鑑みて、別途公表する。
- 上記新型コロナウイルスの拡大防止・抑制に関する重点物資の生産企業リストは、省級及び省級以上の发展改革委部門、工業及び情報技術部門により規定される。
- 規定に従い増値税免除優遇税制を適用する企業は、「増値税専用発票」を発行してはいけない。「増値税専用発票」がすでに発行された場合には、それに対応する「紅字発票」を発行する、もしくは発行済み発票を廃棄後、規定に従い増値税免税政策を適用し、且つ0税率の普通発票を再発行する。上記「紅字発票」を発行すべきであるがまだ未発行の場合には、先行して増値税免除優遇税制を適用可能であり、優遇税制の失効期日から一ヶ月以内に「紅字発票」を発行しなければならない。納税人は優遇税制を適用した売上金額及び数量を、課税売上金額及び数量として増値税、消費税申告を行った場合には、申告したデータを修正する、もしくは次期申告の際には調整が可能である。すでに納付した場合は、免税に該当する部分の税金還付を申請すること、もしくは将来の納付額から控除することが可能である。

② 企業所得税

関連法規	優遇税制	具体的な手続き	有効期間
(1)「財政部、税務総局による新型コロナウイルスの拡大防止・抑制への支援に関する寄付税収政策の公告」(2020年第9号) (2)「国家税務総局による新型コロナウイルスの拡大防止・抑制への支援に関する税収徴収管理事項の公告」(2020年第4号)	✓ 企業及び個人が、公益性社会組織あるいは県以上の人民政府等の国家機関を通じて寄付した新型コロナウイルスによる肺炎防疫活動用の現金・物品に対して、所得税算定時に全額控除が認められる。	・企業が全額控除政策を適用する場合、「自主判断、申請による享受、調査に備えるための関連資料の保管」の制度を採用し、寄付全額控除に関する情報を企業所得税納税申告書の関連欄に記載しなければならない。	・2020年1月1日より発効する。 失効日は感染の状況を鑑みて、別途公表する。
	✓ 企業及び個人が、直接防疫を行う病院へ新型コロナウイルスによる肺炎防疫用の物品を寄付する場合、所得税算定時に当該物品の全額控除が認められる。	・寄付側は防疫を行う病院から発行された受領証明により控除手続きを実施することができる。 ・企業は防疫を行う病院により発行された受領証明を取得し、控除証憑として審査に備えるために保存しなければならない。	

お見逃しなく：

- 公益性社会組織は、法に基づき公益性寄付金の控除に係る資格を取得した社会組織である。

③ 輸入関税、増値税と消費税

関連法規	優遇税制	具体手続き	有効期間
「財政部、税関総署、国家税務総局による新型コロナウイルスの拡大防止・抑制に用いられる輸入品に関する免税政策の公告」(2020年第6号)	✓ 2020年1月1日から2020年3月31日まで、「慈善寄付物資の輸入税免除に関する暫定弁法」が規定する輸入税免除の範囲を適宜拡大し、新型コロナウイルスの拡大防止・抑制のため寄付された輸入品に対し、輸入関税、輸入プロセスにおける増値税と消費税を免除する。	・関連企業は2020年9月30日までに税関に税金還付手続きを行わなければならない。免税の輸入品は、税関総署による2020年第17号公告により、優先的に登記、通関が許可され、後から関連手続きを行うことが可能である。	・2020年1月1日より発効する。 2020年3月31日まで有効である。

お見逃しなく：

- 輸入物資に、試剤・消毒品・防護用品・救護車・防疫車・消毒用車・災害対策本部車を加える。
- 免税範囲に、国内関連政府部門・企業事業単位・社会团体・個人及び訪中或いは中国在住の外国籍者により、国外或いは税関特殊監管区からの輸入また直接寄付、国内加工貿易企業による寄付を加える。寄付物資は新型コロナウイルスの予防に直接使用し且つ前述の(1)項或いは『慈善寄付物資の輸入税免除に関する暫定弁法』の規定に合致するものとする。
- 受益者に、省級民政部門或いはその指定単位を加える。省級民政部門は指定の単位リストを所在地の直属の税関及び省級税務部門に報告する。財政部、税関総署、国家税務総局による2020年第6号公告の項目内の免税輸入品は、既に徴収した免税となるべき税額は還付する。その内、徴税済みの輸入増値税額で仕入増値税額が未申告である場合、管轄の税務機関に「新型コロナウイルスの拡大防止・抑制に用いられる輸入品に係る仕入増値税額未控除証明」を提出し、税関が徴収した輸入関税と輸入増値税・消費税の還付手続きを税関に申請することができる。既に仕入増値税額を申告した場合、税関が徴収した輸入関税と消費税の還付手続きのみを申請することができる。

以上



致同 (GT 中国) は、中国国内において日系企業向けの専門サービス部門として、GT 日本と共同で日本デスクを展開しています。日中共同であるがゆえに、現地の日系企業様の立場に立ってサービスを提供いたします。

お問い合わせ: Japan@cn.gt.com